

第 11 回
東京都国土利用審議会
議事録

令和4年3月30日（水）

東京都

第 11 回 東京都国土利用審議会 議事日程

令和 4 年 3 月 30 日 (水)

WEB 会議 (東京都庁第二本庁舎 31 階特別会議室 27)

会 議 次 第

1 開 会

2 事務局挨拶

3 委員の紹介

4 会長選出

5 会長挨拶

6 議 事

議案 東京都土地利用基本計画の変更について

(森林地域の縮小及び自然公園地域の拡大・縮小)

7 閉 会

○審議会委員

会 長	中 井 検 裕	出席	委 員	宇 野 求	出席
委 員	城 田 恆 良	出席	委 員	水 流 潤太郎	出席
委 員	中 川 雅 之	出席	委 員	二 木 栄 一	出席
委 員	市 瀬 優 子	欠席	委 員	藤 田 直 子	出席
委 員	町 野 静	出席	委 員	薬 袋 奈美子	出席
委 員	吉 住 健 一	欠席	委 員	村 木 英 幸	出席
委 員	三 辻 利 弘	出席	委 員	柴 崎 幹 男	出席
委 員	森 口 つかさ	出席	委 員	本 橋 ひろたか	出席
委 員	関 口 健太郎	出席	委 員	森 澤 恭 子	出席
委 員	岩 永 やす代	出席	委 員	田中 としかね	出席
委 員	古 賀 壮 志	欠席	委 員	坂 上 長 一	出席

○東京都出席者

都市整備局

次 長	桜 井 政 人
技 監	福 田 至

都市整備局都市づくり政策部

部 長	小 野 幹 雄
広域調整課長	櫻 井 純
土地利用計画課長	谷 内 加寿子

産業労働局

農林水産部長	山 田 則 人
森林課長	巽 伸 広

環境局

自然環境部長	和 田 慎 一
自然公園担当課長	三 浦 貞 夫

午後 2 時 00 分開会

○櫻井広域調整課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより第 11 回東京都国土利用審議会を開催させていただきます。

初めに、今回、オンラインを併用した会議ということでございます。どうぞよろしく願いいたします。もしトラブル等ありましたら、その際にまたお願い等をさせていただく場合もありますが、基本的にはリハーサル等をやっております、スムーズにできるかと考えてございます。

初めに、会議の開催回数でございますが、昨今のコロナによる影響もございまして、昨年度予定しておりました第 10 回を開催できず、議事内容を追加して 2 年ぶりの開催となることから、改めて第 11 回として開催させていただいております。よろしく御理解願います。

私は、事務局を担当してございます都市整備局都市づくり政策部広域調整課長の櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは失礼ながら着座させていただきまして、進めさせていただきます。

それではまず充足数についてご報告申し上げます。現在 22 名の委員うち、19 名の委員に御出席いただいております。東京都国土利用審議会条例第 6 条第 3 項に定める 2 分の 1 以上の出席という要件を満たしてございますので、本審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、あらかじめ申し上げますが、本審議会は運営規則第 10 条第 1 項の規定によりまして、原則公開となっております。本日、報道関係者が傍聴部屋にいらっしゃっております。ご承知おきいただければと思います。なお、一般の方の傍聴の申込みはなかったという状況でございます。

次に、本日用意させていただいた資料につきまして説明させていただきます。事前に議事次第、裏面に資料一覧、委員名簿、座席表、東京都土地利用基本計画をお渡しさせていただいております。

会場で発言の際は、お手元のマイクのスイッチをオンにして、終了したらオフにいただければと存じます。

それでは、議事に先立ちまして事務局を代表し、東京都都市整備局次長の桜井より御挨拶させていただきます。

○桜井都市整備局次長

東京都都市整備局次長の桜井でございます。恐縮ですが、着座にてお話をさせていただきます。

本来、東京都技監の上野が御挨拶申し上げるところではございますが、本日所用があり欠席をさせていただいておりますので、事務局を代表して次長の私が一言御挨拶させていただきます。

本日、御多用のところ東京都国土利用審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃から都の都市づくりにつきまして特段の御理解と御協力をいただきまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

本審議会は国土利用計画法に基づき設置されたものでございまして、知事の諮問に応じ、東京都土地利用基本計画に関する事項などにつきまして調査、審議をいただくものでございます。

今般のコロナ感染症の影響で、本審議会におきましても開催延期が続きましたが、本日は初めてオンラインを使っての開催といたしまして、計画の対象となる森林地域の縮小及び自然公園地域の拡大・縮小に伴う多摩及び島しょ地域における「東京都土地利用基本計画の変更」について、諮問をさせていただいております。

詳細につきましては、後ほど担当から御説明を申し上げますが、皆様方にはどうか御議論、御審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○桜井広域調整課長

ありがとうございます。

続きまして、事務局から委員の皆様を御紹介させていただきます。委員名簿を御覧ください。名簿の順に従いまして、まず学識経験者の委員の皆様から紹介させていただきます。

東京理科大学工学部教授の宇野求委員でございます。

○宇野委員

こんにちは。よろしく申し上げます。

○桜井広域調整課長

東京都農業協同組合中央会会長の城田恆良委員でございます。

○城田委員

皆さん、こんにちは。中央会の城田です。よろしく申し上げます。

○桜井広域調整課長

続きまして、長岡造形大学理事長の水流潤太郎委員でございます。

○水流委員

こんにちは。水流です。よろしくお願いします。

○櫻井広域調整課長

東京工業大学環境・社会理工学院教授の中井検裕委員でございます。

○中井委員

東工大の中井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

日本大学経済学部教授の中川雅之委員でございます。

○中川委員

中川です。よろしくお願いします。

○櫻井広域調整課長

日本労働組合総連合会東京都連合会副会長の二木栄一委員でございます。

続きまして、東京商工会議所女性会連合会会長の市瀬委員でございますが、所用のため急遽本日欠席となりました。御理解いただければと思います。

続きまして、筑波大学人間総合科学学術院教授の藤田直子委員でございます。

続きまして、弁護士の町野静委員でございます。

○町野委員

町野です。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

日本女子大学家政学部教授の葉袋奈美子委員でございます。

○葉袋委員

葉袋でございます。よろしくお願いします。

○櫻井広域調整課長

次に、特別区及び市町村の長を代表する委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、新宿区長の吉住健一委員でございますが、本日御都合により御欠席されてございます。

続きまして、あきる野市長の村木英幸委員でございます。

○村木委員

村木英幸です。よろしくお願いします。

○櫻井広域調整課長

大島町長の三辻利弘委員でございます。

○三辻委員

大島町長の三辻です。よろしく申し上げます。

○櫻井広域調整課長

本日は、第4号委員である大島町議会議長の坂上長一委員と御一緒に参加いただいています。坂上長一委員。

○坂上委員

坂上です。よろしく申し上げます。

○櫻井広域調整課長

次に、東京都議会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

柴崎幹男委員でございます

○柴崎委員

柴崎幹男です。どうぞよろしく申し上げます。

○櫻井広域調整課長

続きまして、森口つかさ委員でございます。

○森口委員

どうぞよろしくお願いいたします。森口です。

○櫻井広域調整課長

続きまして、本橋ひろたか委員でございます。

○本橋委員

本橋です。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

続きまして、関口健太郎委員でございます。

○関口委員

関口です。よろしく申し上げます。

○櫻井広域調整課長

続きまして、森澤恭子委員でございます。

○森澤委員

森澤です。よろしく申し上げます。

○櫻井広域調整課長

続きまして、岩永やす代委員でございます。

○岩永委員

岩永やす代です。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

次に、特別区議会及び市町村の議会の議長を代表する委員の皆様を御紹介させていただきます。

文京区議会議長の田中としかね委員でございます。

○田中委員

議長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

日野市議会議長の古賀壮志委員でございますが、本日御都合により御欠席されております。

以上で、委員の皆様の御紹介を終わらせていただきます。

次に、事務局を務める東京都の幹部職員を御紹介させていただきます。

まず、都市整備局の職員でございます。

先ほど御挨拶申し上げましたが、都市整備局次長の桜井でございます。

○桜井都市整備局次長

桜井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

技監の福田でございます。

○福田技監

福田でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

都市づくり政策部長の小野でございます。

○小野都市づくり政策部長

小野でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

都市づくり政策部土地利用計画課長の谷内でございます。

○谷内土地利用計画課長

谷内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

次に産業労働局の職員でございますが、農林水産部長の山田でございます。

○山田農林水産部長

山田でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

農林水産部森林課長の巽でございます。

○巽森林課長

巽でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

次に環境局の職員でございますが、自然環境部長の和田でございます。

○和田自然環境部長

和田でございます。ウェブで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

自然環境部自然公園担当課長の三浦でございます。

○三浦自然公園担当課長

三浦でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻井広域調整課長

以上で、紹介を終わります。

次第に沿いまして、次の会長選出に移らせていただきます。

本審議会は2年を1期としておりまして、本日の審議会は、コロナの影響でおおむね2年ぶりでございますが初めての開催となりまして、まず会長選出をお願いいたしたいと存じます。

審議会の会長につきましては、東京都国土利用審議会条例第5条第2項により、学識経験を有する委員のうちから、委員の互選によって定めると規定してございます。

会長選出につきまして、委員の皆様方の御発言をお願いいたします。

○中川委員

中川ですけれども、発言してもよろしいでしょうか。

○櫻井広域調整課長

よろしくお願いいたします。

○中川委員

都市計画や都市利用について広範に精通され、かつ審議会での経験も豊富な中井検裕委員に引き続き会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○櫻井広域調整課長

ただいま中川委員から中井委員を御推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○櫻井広域調整課長

それでは、異議の声がないようですので、中井委員に会長をお願いさせていただきたいと思いますが、中井委員いかがでしょうか。

○中井委員

お引受けさせていただきます。

○櫻井広域調整課長

ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、どうぞ会長席にお移りください。

本日、御審議いただきました結果につきましては、答申という形で本審議会を代表し、中井会長から賜りたいと存じます。

それでは、中井会長、この後の議事の進行をよろしくお願いいいたします。

○中井会長

それでは最初でもありますので、簡単に御挨拶させていただきます。

ただいま会長に推挙いただきました、東工大の中井でございます。本審議会は、昭和49年に制定された国土利用計画法に基づき設置された審議会でございます。東京都におかれましても、条例に基づく重要な審議会と認識しております。

長い間コロナで延期されておりましたけれども、前期に引き続きまして会長ということで、皆様方の御協力を得ながら円滑に進行を進めてまいりたいと思います。どうぞ御協力よろしくお願いいいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。オンラインの皆様は聞こえておりますでしょうか。

議事の前に何点か決めておくことがございます。まず会長代理の指名ですけれども、東京都国土利用審議会条例第5条第4項によりますと、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することになっております。

私から会長代理を指名させていただきます。薬袋委員にお願いしたいと思います。薬袋委員、いかがでしょうか。

○薬袋委員

承知しました。お引き受けいたします。

○中井会長

ありがとうございました。お引き受けいたしますというのが聞こえたので、薬袋委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に議席についてですが、運営規則第4条によれば、委員等の議席はあらかじめ会長が定めるとされております。本日の会議におかれましては、現在の議席ということで御了解いただければと思います。

次に会議の公開についてですが、運営規則第10条第2項により定めております東京都国土利用審議会の会議の公開に関する取扱要領についてでございます。

本日の参考資料6-1と6-2にございますけれども、6-2で若干見え消し改定がございますので、今回のようなオンライン会議にも併せて運用できるように改定がなされるものでございますが、御了承いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

○中井会長

ありがとうございます。御了承いただけるとのことですので、そのようにさせていただきます。

最初に事務局からも御説明がございましたけれども、報道関係者の方がオンラインで傍聴されておりますので、報道関係者の方には本要綱の遵守事項をお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また運営規則第11条第2項により、この審議会の議事録は原則公開となっておりますので、御出席の皆様、併せて御了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日、議事として用意されておりますのは「東京都土地利用基本計画の変更」でございます。こちらを皆様に御審議いただきます。

事務局の皆様には、案件の説明、答弁に当たりまして要領よく行っていただくよう、どうぞお願いいたします。

それでは、議案について、事務局より御説明をお願いいたします。

○谷内土地利用計画課長

都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長の谷内でございます。よろしくお願いいたします。

本日、御審議いただきます議案は「東京都土地利用基本計画の変更」でございます。

冒頭、土地利用基本計画の制度について簡単に御説明いたします。

お手元の配付資料、参考資料1「東京都土地利用基本計画の制度」1ページの体系図左側、点線の枠の中を御覧ください。

土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づき、国土利用計画の全国計画を基本として、都が定めているものでございます。本計画は、都道府県レベルにおける土地利用の調整と、大枠の方向づけを行うもので、土地利用の調整等に関する事項を定める「計画書」と、土地利用別の区域を示す「計画図」から構成されております。

1ページの体系図右側にお示ししているように、土地利用基本計画では、国土利用計画法第9条に基づき、「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の5地域を定めることとなっております。

これらの地域は「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」に定める区域に即して、それぞれ指定しております。このため、都市計画法など各個別規制法において、各地域の変更を行う場合は、その内容や規模などから本計画についても必要に応じて変更を行うこととなり、グレーに着色している「森林地域」及び「自然公園地域」が、今回変更の対象となっております。

また土地利用基本計画においては、5地域が重複する地域において適正かつ合理的な土地利用を図るために、土地利用に関する調整指導方針が定められております。

具体的な事例として、2ページを御覧ください。この図は、土地利用基本計画の計画図のうち、青梅市の一部をお示ししたものです。青梅市は、市域全体が都市地域となっており、その中で3カ所を例示として図中吹き出しを示しております。

例えば、左下の地域につきましては、「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」の4つの地域が重複して指定されております。このように、複数の地域が重複して指定されている場合、土地利用の調整について、調整指導方針として、土地利用基本計画書に定められております。

具体的には、図中右上の吹き出しが示す地域につきましては、「都市地域」と「森林地域」が重複しておりますが、この組合せによる地域での調整指導方針としましては、吹き出しの

かぎ括弧にありますように、「森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めるものとする」としてございます。

続きまして、3ページを御覧ください。上段に計画の変更手順をお示ししております。

土地利用基本計画の変更に当たりましては、庁内に設置した土地利用調整会議で原案を取りまとめ、関係区市町村の意見聴取、国土交通省との事前調整を経て、今回の議案を当審議会に付議してございます。本日の審議結果を踏まえ、変更案を作成し、国土交通大臣に意見聴取の上、変更を決定し、告示いたします。

下段には、これまでの土地利用基本計画の策定経過をお示ししております。

昭和49年6月、国土利用計画法の制定及び昭和51年5月、全国計画の策定を受け、同年8月に都は土地利用基本計画を定めております。その後、21回の変更を行っており、直近では令和2年11月、都市地域が変更されたことに伴い、土地利用基本計画を変更しております。

土地利用基本計画制度についての説明は以上でございます。

続きまして、本日御審議いただく内容についてでございますが、配付資料「審議資料」の1ページの総括表を御覧ください。

今回の土地利用基本計画の変更は、森林地域及び自然公園地域の2地域に関するものです。森林地域については、現行計画から約15ヘクタール縮小し、約7万8,547ヘクタールへ、自然公園地域については、約3ヘクタール縮小し、約7万9,886ヘクタールへ変更するものでございます。詳細につきましては、それぞれ所管局から御説明いたします。

○異森林課長

産業労働局農林水産部森林課長の異でございます。私からは森林地域の変更について御説明させていただきます。

2ページの「変更地域別概要（森林地域）」と併せて、モニター上の変更箇所位置図を御覧ください。

変更地域は、多摩及び伊豆諸島地域におきまして、森林法に基づき5年ごとに策定いたします地域森林計画の対象区域の見直しに伴いまして、青梅市、あきる野市及び稲城市の3カ所、合計5ヘクタールの区域を森林地域から除外するものでございます。

その他につきましては、国土利用計画法で定められた縮尺で、図面上では表示が不能でございますため、変更地域としては取り扱わないものでございます。

続きまして、各地域についての変更の理由ごとに御説明いたします。

まず、林地開発行為の完了に伴う森林地域除外箇所について説明させていただきます。森林地域では林地開発行為が許可され、完了したときに従前の森林の機能の代わりとなる機能の確保が確認された上で、地域森林計画対象民有林から除外されることとなっております。

初めに、青梅市でございます。「審議資料」2ページ、(2)－1「変更地域別概要」の整理番号1と併せてモニターの航空写真を御覧ください。

モニター画面上、黄色で囲んだ区域約1ヘクタールにつきまして、資材置き場を建設する林地開発行為が完了したため、森林地域から除外するものでございます。

なお、変更位置詳細図につきましてはモニターにお示ししているとおりでございますが、この変更位置詳細図は土地利用基本計画図で示しており、緑色が森林地域、赤色が都市地域、オレンジ色が農業地域、青色が自然公園地域を示してございます。

続きまして、あきる野市でございます。「審議資料」2ページ、(2)－1、「変更地域別概要」の整理番号2と併せてモニターの航空写真を御覧ください。

モニター画面上、黄色で囲んだ区域約1ヘクタールにつきまして、ごみ処理施設を建設する林地開発行為が完了したため、森林地域から除外するものでございます。

先ほど同様、変更位置詳細図につきましてはモニターにお示ししているとおりでございます。

続きまして、転用のための保安林解除に伴う森林地域除外箇所についてご説明させていただきます。「審議資料」2ページ、(2)－1「変更地域別概要」の整理番号3と併せましてモニターを御覧ください。

稲城市におきまして、モニター画面上黄色で囲みました区域約3ヘクタールにつきまして、土地区画整理事業により住宅用地、道路、関連施設用地への転用のための保安林解除に伴い、森林地域から除外いたします。

なお、変更位置詳細図につきましてはモニターにお示しのとおりでございます。

雑駁ではございますが、森林地域の変更については以上でございます。

○三浦自然公園担当課長

環境局自然環境部自然公園担当課長の三浦でございます。続きまして、私からは自然公園地域の変更について御説明いたします。

審議会資料3ページ「変更地域別概要（自然公園地域）」と併せてモニター上の変更箇所位置図を御覧ください。

自然公園地域の変更地域といたしましては、環境省が行う富士箱根伊豆国立公園の伊豆諸島地域における公園計画の点検において見直しを行うことに伴うものでございます。

大島町2カ所、八丈町1カ所の計3カ所、面積は5ヘクタールの縮小及び3ヘクタールの拡大となります。森林地域と同様、国土利用計画法で定められた縮尺で、図面上に表示不能な箇所につきましては、変更地域として取り扱わないものでございます。

続いて、各箇所について変更の理由を御説明いたします。まず、自然公園区域の縮小について御説明いたします。いずれも公園区域の線が不明瞭であった箇所について、区域を明確にするため現況に合わせ、整理した結果、縮小しております。

大島町でございます。「審議資料」3ページ、(2)－1「変更地域別概要(自然公園地域)」の整理番号1と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

モニター上黄色で囲んだ区域約1ヘクタールについて、自然公園地域を縮小するものでございます。なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

変更位置詳細図は土地利用基本計画図で示しており、青色が自然公園地域、赤色が都市地域、オレンジ色が農業地域、緑色が森林地域を示しております。

続いて大島町でございます。審議資料3ページ、(2)－1「変更地域別概要(自然公園地域)」の整理番号2と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

モニター上黄色で囲んだ区域約1ヘクタールについて、自然公園地域を縮小するものでございます。なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

次は八丈島でございます。審議資料3ページ、(2)－1「変更地域別概要(自然公園地域)」の整理番号4と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

モニター上黄色で囲んだ区域約3ヘクタールについて、自然公園地域を縮小するものでございます。なお、変更位置詳細図につきましては、モニターにお示しのとおりでございます。

次に、自然公園地域の拡大について御説明いたします。

八丈町でございます。審議会資料3ページ、(2)－1「変更地域別概要(自然公園地域)」の整理番号3と併せて、モニターの航空写真を御覧ください。

モニター上ピンク色で囲んだ区域約3ヘクタールについて、この地域は景勝地となっている裏見ヶ滝と、その周辺遊歩道を含む区域であり、自然探勝の場としての利用、周辺との

一体的な風致を図るため、新たに自然公園の区域として位置づけるものでございます。

自然公園地域の変更につきましては以上でございます。

○谷内土地利用計画課長

以上が議案の説明になります。なお、これらの変更内容につきましては、あらかじめ関係市町村への意見聴取及び国との事前調整を行っておりまして、いずれも異議なしとの回答を頂いております。

今後のスケジュールにつきましては、本日の審議内容に御了承いただけましたら、国土交通大臣への意見聴取を経て、森林地域につきましては本年5月に、自然公園地域につきましては富士箱根伊豆国立公園の変更に合わせて、9月に決定告示を行う予定となっております。

議案の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中井会長

ありがとうございました。

それでは、ご意見・ご質問をお受けしたいと思いますが、ご発言の際は、会場の皆様は挙手で、オンラインの皆様は手を挙げるボタンを使っていただければと思います。いかがでしょうか。

葉袋委員、どうぞ。

○葉袋委員

丁寧な御説明をありがとうございました。たくさんの方が、いろいろな事情で変更になっているということ、実際の利用が変更になっているということで、今回の土地利用計画図を変更する必要があることは、とてもよく分かりました。

今回の審議会として、審議するに当たって関係部署の御意見も既に伺って、特に異議なしということで、法律に基づく適切な利用がされていると判断されて、各自治体や関係部署の方々が許可されていることは理解いたしますが、気になることがございます。

というのは、以前にも少し申し上げたかもしれないのですが、森林をなくすというのは、日本の国土は面積としても非常に多いから少しぐらい減らしても構わないのかもしれませんが、今拝見したところだと、これだけ空き家が問題になっている中で、土地区画整理事業をして住宅を供給するように利用方法を変更していくとか、資材置き場は必要なのでしょうけれども、そういった場所に変えていくということが、本当の意味で長期的に、それこそ想定外の災害だとか、そういうことも起こることを前提にして、本当に安全

であろうか。あるいは、地球環境に対して本当にいいのであろうかという視点に基づいて、森林地域として指定されてきたのではないかと思うのです。

それが、先に開発などが進んで、後づけでこういう変更をして私たちが審議するというこの仕組みを、今ここで申し上げてもしょうがないのかもしれないのですけれども、もう少し何とかならないものでしょうか。ここで私たちが許可しませんと言ってもしょうがないことになってしまっておりますけれども、これが本当に都民のためになるのか、あるいは国のためになるのかといったところを、どこで審議すればいいのでしょうか。

本当は、こういう委員会の場、国土利用審議会といった場できちんと全体を見渡して、検討した上で開発が行われる仕組みになるといいと思いますが、いかがでしょうか。

○中井会長

事務局、いかがですか。

○谷内土地利用計画課長

御意見いただきまして、誠にありがとうございます。

委員からもお話を頂きましたとおり、個別法に基づく手続等、審査等も行われているところでございますけれども、本日頂きましたとおり、関係法が幾つかまたがる中、関係局ともいろいろ調整の上、工夫できるところがないか、一旦御意見をお預かりしまして、検討させていただければと考えております。

○中井会長

葉袋委員、いかがですか。

○葉袋委員

御検討いただけるということ、大変心強く思います。

東京都は自治体の見本というか、リーダーシップをとっていく自治体と思っております、そういうところを本当の意味で将来に向けて、日本のためになる運営の仕方に改善していかれるのは大変心強いと思いますので、是非前向きな御検討を、よろしくお願いします。

○中井会長

ありがとうございます。

二木委員、お願いいたします。

○二木委員

皆さんこんにちは。御丁寧な御説明ありがとうございました。

今日御提示いただいた議案につきましては、事前に御説明を頂いて、私からも若干質問さ

せていただいたのですが、前段で御質問された内容と少し関連があると思うのですが、この審議会がコロナの関係で約2年間開催されていなかったということで、今日上がった議案については、私が勘違いをしているのだったら御指摘を頂ければいいと思うのですが、本来コロナがなければ2年ほど前に議案に乗る案件だったのかどうなのか。

というのは、例えば既に資材置き場として使用されているということになっているのかと。先ほどの御質問ではないのですけれども、森林を縮小して資材置き場にするという部分については、既にそれが実行されているのかどうなのかも含めて、こういう審議会での議論を経ないで既に、先ほどの説明だと、使用されていると認識してしまうのですけれども、その辺をもう少し詳しく、私の勉強不足であれば失礼ですが、教えていただければいいかなと思います。いかがでしょうか。

○中井会長

事務局、お願いいたします。

○異森林課長

今の御質問ですけれども、廃棄物の処理場につきましては、森林法上、完了確認をして初めて面積から減じるという形になってございますので、本審議会の前に、既に森林の面積は減じられているということでございます。

○中井会長

それでよろしいですか。

○二木委員

森林の面積は削られているということですが、資材置き場として活用されているのかどうなのかについて、確認させていただきたいと思います。

○異森林課長

目的を達するための活用が行われております。

○中井会長

よろしいですか。

○二木委員

分かりました。私の前に御質問いただいた方と同じ話になると思いますが、やはり前段の審議の部分で、事前の御説明のときにも申し上げましたけれども、どうあるべきかという部分については、審議会でも議論できるシステムを御検討いただくというお返事を頂いていますが、是非よろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○中井会長

ありがとうございました。

現行の国土利用計画法と個別法の手続の関係でいくと、このようになってしまうということなのですが、先ほど土地利用計画課長からもお話がございましたように、国土利用審議会でも答申という形になると、どうしても手順がここに来ないといけないわけですが、事前に皆さんで議論する機会が設けられないかといった観点で、検討していただけるということでよろしいですか。

○谷内土地利用計画課長

そのとおりでございます。検討させていただきます。

○中井会長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見等はここまでとさせていただきます。答申でございますので議案についてお諮りいたします。

原案のとおりお認めするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中井会長

ありがとうございました。異議なしということでございますので、お認めしたものとさせていただきます。後ほど私から本審議会を代表して、ただいまの議決につきまして答申させていただきます。

本日、用意されております議事は以上でございます。その他、皆さんから御発言ございませんでしょうか。

特にないようですので、審議会はこれにて閉会とさせていただきます。議事進行に御協力どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○櫻井広域調整課長

中井会長ありがとうございました。

また、委員の方々におかれましてもこの年度末、大変お忙しい中お越しいただきまして、申し訳ございませんでした。

それでは、これをもちまして会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

午後2時55分閉会